

平成27年11月30日

自動車運送事業者 各位

東北運輸局宮城運輸支局検査整備保安部門

事業用自動車の飲酒運転の防止について

日頃より、当支局の業務運営にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、事業用自動車の飲酒運転の防止については、機会あるごとにその徹底を図ってきており、また、自動車総合安全プラン2009を受けた東北地域事業用自動車安全対策会議においても飲酒運転根絶を目標として取り組んでいるところです。

しかしながら、今般、当局管内の貨物自動車運送事業者において、運転者（58歳）が事業用自動車を運転中に飲酒運転で検挙されるという事案が発生しました。

呼気のアルコール数値もかなり高い数値（0.6mg）との報告がきております。

また、健康診断における肝機能（GOT、 γ -GTP）の数値が高く、医師からの指摘を受けているとのことです。

平成27年の飲酒運転の発生状況はトラックで3件（内、宮城県に営業所を置く事業者1件）となり、平成26年と同数となりました。

また、平成25年及び26年の飲酒運転の発生状況をみると12月にそれぞれ1件発生しております。

つきましては、12月の警戒時期を迎えるにあたって、運送事業者の皆様におかれましては以下の事項を参考にして指導していただき、事業用自動車の飲酒運転の防止を図っていただきますようお願い致します。

1. 営業所に備えているアルコール検知器を常時有効に保持し、点呼時の酒気帯びの有無を確認する際は、目視等によるほか、アルコール検知器を用いて確認を行い、確実に点呼を実施すること。
2. 運行管理者の補助者が点呼等を実施する場合は、運行管理者の指示に基づき、確実な点呼を実施するよう徹底すること。
3. 健康診断や運転者への面談等により、アルコール依存、飲酒習慣のある運転者を把握し、飲酒及び体質の改善等の指導・教育を強化し、勤務に影響を及ぼす飲酒を禁止するよう徹底すること。
4. 運転者の家族に対して飲酒運転防止の協力要請等を行うこと。